

○那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱

昭和 61 年 5 月 21 日

告示第 78 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市において建築物等について公害防止に関する必要な指導を行うことにより公害の発生を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公害

那覇市公害防止条例(1972 年那覇市条例第 1 号)に定める公害をいう。

(2) 建築物等

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に定める建築物、法第 42 条 1 項 5 号に定める道路及び都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 11 項に定める特定工作物をいう。

(申請及び指導)

第 3 条 本市において次に掲げる申請又は通知(以下「申請等」という。)をする者(以下「申請者」という。)は、当該申請等を行う前に建築等に伴う公害防止指導申請書(第 1 号様式)及び工場・事業所付近の見取り図(第 2 号様式)を市長に提出し公害防止に関する指導を受けなければならない。

(1) 法第 6 条第 1 項に定める確認申請

(2) 法第 18 条第 2 項に定める計画通知

(3) 法第 42 条第 1 項第 5 号に定める道路(道路位置指定)の申請

(4) 都市計画法第 29 条で定める開発行為の許可申請

2 市長は、前項の規定により申請された建築物等について審査し、工事中又は完成後公害が発生するおそれがあると認める場合は、申請者に対し、設計又は工法の変更等必要な指導を行うことができる。

(指導の遵守義務等)

第 4 条 市長は、前条に定める指導が終了した時点において、申請者に対し公害防止対策指導書(第 3 号様式)を交付するものとし、申請者は当該指導書に係る事項を遵守しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、指導事項遵守誓約書(第 4 号様式)を作成し、

市長に提出するものとする。

3 市長は、その他必要と認める書類を提出させることができる。

(周辺住民への説明)

第5条 申請者は、工事着工の前日までに、周辺住民に対し、文書でもって作業内容の周知を図るため、十分な説明を行わなければならない。

付 則

この要綱は、昭和61年8月1日から施工する。